

[トピックス](#) [厚生労働省ホームページ](#)健発第0214004号  
平成15年2月14日都道府県知事  
各 政令市市長 殿  
特別区区長

厚生労働省健康局長

### 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について

公衆浴場及び旅館業におけるレジオネラ症発生防止対策については、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知)に盛り込まれているところであるが、近年、公衆浴場を発生源とするレジオネラ症の集団感染事例が度々起きており、かつ、これら管理要領等の記載ぶりが分りにくいとの指摘もあることから、レジオネラ症発生防止対策の要点を追加するとともに、「公衆浴場法第3条第2項並びに旅館業法第4条第2項及び同法施行令第1条に基づく条例等にレジオネラ症発生防止対策を追加する際の指針について」(平成14年10月29日健発第1029004号同局長通知)との整合性を図りつつ、レジオネラ症発生防止対策について営業者に対する指導の具体的内容を盛り込む等の改正を、[別添1](#)ないし[別添3](#)のとおり行ったので、衛生管理の指導に当たっての指針として活用されたい。

なお、本管理要領等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言である。

[別添1](#) [別添2](#) [別添3](#)[トップへ](#)[トピックス](#) [厚生労働省ホームページ](#)